

須坂市新型コロナウイルス感染症対策

プレミアム付商品券 取扱店募集のご案内

須坂商工会議所では、須坂市と連携し新型コロナウイルス感染症の影響により市の経済が大幅に疲弊していることから、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りながら市内での消費活動を促し、地域経済の活性化を図ることを目的に「須坂市プレミアム付商品券」を発行いたします。

つきましては、多くの市内事業所の皆様に取扱店としてご参加いただきますようお願いいたします。

***この募集要項をご確認いただき、事業主旨、注意事項、参加取扱店の責務にご賛同の上お申込みください。**

取扱店募集要項

1 商品券の発行について

(1) 名称	須坂市プレミアム付商品券（以下「商品券」という）
(2) 発行主体	須坂市
(3) 発行総額	5億4千万円（プレミアム分を含む）
(4) 発行内容	商品券は1冊（額面7,500円 1,000円券5枚と500円券5枚）を5,000円で販売する。
(5) 発行冊数	72,000冊
(6) 利用期間	令和2年11月1日（日）～令和3年1月31日（日）
(7) 販売方法	周知は、広報須坂10月号等で行います。 商品券は全て専用申込書（往復はがき）による予約販売とします。 申込期間：令和2年10月1日（木）～10月15日（木）
(8) 購入対象者	須坂市内に居住している方
(9) 購入限度額	1人20冊まで（上限100,000円）

2 取扱店の参加資格

須坂商工会議所の会員事業所のうち須坂市内で営業する商店等（以下「取扱店」という）で、この事業に参加申し込みのあった事業所とする。なお、新たに須坂商工会議所への参加申し込みのあった事業所、参加協力金に同意のあった事業所は取扱店として認めます。ただし、次の（1）～（4）に該当する事業者は除きます。

※今回事業を実施するにあたっては、事業運営上、商工会議所の基幹機能を利用するため下記区分により参加協力金をいただきます。

〔取扱店参加協力金〕

区分1：（一般事業所） 会員：無料 非会員：個人 10,000円
法人 20,000円

区分2：（売場面積1,000㎡超の大型店） 換金額の1.5%相当額

(1)	風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を行っている事業者
(2)	特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
(3)	下記【3 商品券の利用対象とならないもの】に記載の取引、商品のみを取扱う事業者
(4)	役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 条）第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

3 商品券の利用対象とならないもの

(1)	国や地方公共団体等への支払い（税金、電気・ガス・水道料金等の公共料金）
(2)	有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
(3)	現金への換金、金融機関への預け入れ
(4)	医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）
(5)	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業への支払い
(6)	特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

4 商品券取り扱いにおける厳守事項

(1)	商品券は転売、譲渡及び換金を行うことはできません。
(2)	商品券額面に満たない場合でも釣銭は支払わない。
(3)	不足分は現金で受け取ってください。
(4)	利用期間を過ぎた商品券は受け取らないでください。
(5)	商品券の毀損、滅失、紛失及び盗難、換金期限切れ等による損失について須坂市及び須坂商工会議所はその責を負わないものとする。

5 取扱店の責務等

(1)	消費者との取引において、商品券の受け取りを拒んではならない。
(2)	商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならない。 また、参加取扱店関係者が購入し、消費に利用せず換金することを禁止する。
(3)	商品購入に使用される商品券が明らかに偽造商品券であることを発見した場合は、受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに須坂商工会議所まで報告すること。
(4)	商品券の生計同一者を除く第三者への譲渡等が疑われる場合は、一旦使用を保留する旨を伝え、その事実を速やかに須坂商工会議所まで報告すること。
(5)	取扱事業者が募集要項に反した場合、登録を取り消すとともに、商品券の換金に応じない。また、すでに換金済みの商品券についても全額返金を求める。
(6)	取扱店であることが明確になるよう利用者が分かりやすい場所に掲示すること。
(7)	商品券を受け取った時は、再流通を防止するため、裏面の所定欄に取扱店名を記入またはゴム印などを押印してください。

6 取扱店申請手続き

(1) 申請方法

この募集要項に同意の上、須坂商工会議所ホームページのプレミアム付商品券特設WEBサイトからお申込みいただくか、別紙の「取扱店登録申請書」に必要事項を記入し、郵送またはご持参いただきお申込みください。

なお、非会員事業所については、参加協力金（個人：取扱店数×10,000円、法人：取扱店数×20,000円）を添えて申請してください。郵送または専用サイトからお申込の場合は、後日、当所まで参加協力金をご持参ください。

[取扱店登録申請書送付先]

須坂商工会議所 須坂市プレミアム付商品券担当
〒382-0091 須坂市立町1278-1
TEL 214-2140/FAX 245-5096

[プレミアム付商品券特設WEBサイト]

<https://guide.suzaka.or.jp/premium/>

QRコードを読み取り
お申込みください。



(2) 申請期間：本状到着～令和2年12月18日（金）

・一次締切 9月15日（火）

商品券案内チラシの取扱店一覧表に掲載します。

・二次締切 10月9日（金）

・以降は12月18日（金）まで随時受付ますが、取扱店一覧表などに掲載できないなどご希望に添えないことがありますのでご了承ください。

※プレミアム付商品券特設WEBサイトには、取扱店を掲載いたします。

(3) 申請後の審査・承認

申請のあった事業所は当所の手続きを経て取扱店として承認し、後日、結果を通知します。

(4) その他

① 個別の店舗ごとに申し込んでください。

須坂市内に複数の店舗があっても、店舗ごとの申請書を作成してください。

② 取扱店登録申請書（写）と取扱店ポスターを併せて郵送いたします。

7 換金について

(1) 取扱店は、商品券を専用封筒に入れ郵送し、換金手続きを行ってください。

[換金に必要なもの]

①使用済商品券（換金用半券）：1枚ずつ切り離し、裏面の所定欄に取扱店舗名を記入（押印）してください。

②換金伝票：必要事項を記入してください。

※換金伝票は換金申請時に毎回必要となります。

(2) 商品券の換金額は、大型店を除き額面どおりの金額で換金いたします。

ただし、大型店（売場面積1,000㎡超）にあつては、換金額の1.5%相当額を差し引いた額とします。

(3) 商品券の換金は、以下のスケジュールを基本にご指定の口座へ振込みいたします。

①締め日：11月11日(水)⇒11月25日(水)振込

②締め日：11月25日(水)⇒12月9日(水)振込

③締め日：12月9日(水)⇒12月23日(水)振込

④締め日：12月23日(水)⇒1月13日(水)振込

⑤締め日：1月13日(水)⇒1月27日(水)振込

⑥締め日：1月27日(水)⇒2月10日(水)振込

⑦締め日：2月10日(水)⇒2月24日(水)振込

※手続の都合により前後する場合がございます。予めご了承ください。

(4) その他

取扱店マニュアル及び換金専用封筒等は後日、配布いたします。

貴事業所(店)に関心を持って来客された方に、アイデアを駆使して積極的に営業展開してみませんか！

・お買い物に



・理美容に



・飲食に



・リフォーム代金の一部に



・給油、オイル交換等に



・車検、車両購入の一部に



・家族サービスに



・お歳暮に、プレゼントに



用途は多彩です！

〈問い合わせ先〉

須坂商工会議所 経営支援課

TEL 214-2140

須坂市新型コロナウイルス感染症対策プレミアム付商品券 取扱店登録申請書

令和 年 月 日

須坂商工会議所 様

須坂市プレミアム付商品券取扱店募集要項に基づき次のとおり申請いたします。

フリガナ 事業所名				
代表者名	⑩	MAIL		
所在地	〒			
TEL			FAX	
振込先 (金融機関、 種類につい ては、該当に ○をつけて ください。)	金融機関	八十二銀行・長野銀行・長野信用金庫・長野県信用組合 上記以外() 銀行・信用金庫・信用組合)		
	本・支店名	本店・支店		
	種類	普通・当座	口座番号	
	口座名義	(フリガナ)		

【登録店舗名記入欄】「取扱店一覧表」(利用者向け情報)に記載する情報を記入ください。

※1 事業所で複数店舗登録が必要な場合は、店舗ごとに記入してください。

フリガナ 店舗名(屋号)				
店舗所在地	〒			
ご担当者名		連絡先	TEL :	
			E-mail :	
業種 複数項目の選択可能 です。当てはまるも の全てに○印を入れ てください。	1、飲食店 2、タクシー・旅行代理店・宿 3、スポーツ・健康ジム 4、スーパーマーケット 5、ホームセンター 6、ドラッグストア・薬局 7、お菓子・パン・ケーキ 8、食料品・酒 9、 コンビニ 10、衣料品・靴・メガネ 11、化粧品 12、お花 13、理容室・美容院 14、健康・ 美容 15、その他小売 16、家電・電気 17、本・文具・印鑑 18、くらしと住まい 19、ガ ソリンスタンド・燃料 20、自動車・バイク関連 21、写真館 22、その他			
売場面積	※売場面積が1,000㎡以上の場合に記入			㎡

※須坂商工会議所事務処理欄

受付年月日	(非会員) 参加協力金	入力	照合	取扱店登録番号